

2019年度

事業計画書

社会福祉法人 愛 光 会
養護盲老人ホーム 胎 内やすらぎの家
特別養護老人ホーム第二胎内やすらぎの家

老人福祉施設倫理綱領

老人福祉施設は、わが国を豊かでやすらぎのある高齢社会とするために大きな役割を担っており、そこに働く私たちには、すべての国民から、大きな期待がよせられています。

この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的なサービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・公正なサービスの実現に努める必要があります。

私たちは、このような自覚と決意をさらに強固なものとするため、老人福祉施設で働くすべての人々が厳守すべき『老人福祉施設倫理綱領』をここに定めます。

1. 施設の使命

老人福祉施設は、地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して生活ができる拠点施設となることを使命とします。

2. 公平・公正な施設運営の遵守

老人福祉施設で働く私たちは、高齢者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

3. 利用者の生活の質の向上

老人福祉施設で働く私たちは、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

4. 従事者の資質・専門性の向上

老人福祉施設で働く私たちは、常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるよう、研修・研究に励み、専門性の向上に努めます。

5. 地域福祉の向上

老人福祉施設で働く私たちは、地域社会の一員としての自覚を持ち、保健医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

6. 国際的視野での活動

老人福祉施設で働く私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野にたち、相互の理解を深め、福祉の推進に資するよう努めます。

【制定：平成5年5月12日】

社会福祉法人愛光会事業計画

目 次

1. 社会福祉法人 愛光会 理念……………3
(基本方針)
(運営方針)

2. 2019年度胎内やすらぎの家事業計画……………5
(運営方針)
 - I. 総務関係
 - II. 援助目標
 - III. 委員会
 - IV. 2019年度年間行事計画

3. 2019年度第二胎内やすらぎの家事業計画……………9
(運営方針)
 - I. 総務関係
 - II. 援助目標
 - III. 委員会

私たちの理念

愛 光 会

心に愛の光を 胎内でやすらかな日々を

私たちは、常に高齢視覚障がい者や要介護者等に寄り添い心の通う支援、介護サービスの提供に努めます。

皆様に喜ばれ、選ばれ、信頼され、地域に必要とされる社会福祉法人を目指します。

[基本方針]

1. 利用者主体の支援を目指します。
利用される方々が望む生活に応えられるよう、人権を擁護しプライバシーを尊重しながら、自己決定を大切にした支援をします。
2. 安心して快適な生活が送れることを目指します。
利用される方々が、地域や施設の中で安心して快適に、その人らしい日常生活をおくることができるよう、多様できめ細かい支援をします。
3. 信頼される施設づくりを目指します。
効率的で透明性のある施設運営を行うとともに、利用される方々の立場に立った正確な情報提供により、信頼される施設づくりをします。
4. 地域の福祉拠点としての施設づくりを目指します。
地域の方々から愛され、地域とともに発展する福祉拠点として地域に開かれた施設づくりをします。
5. 質の高いサービスの提供を目指します。
時代の変化に適切に対応し、利用される方々の要望に沿ったサービス提供ができるよう、職員の資質の向上に努めます。

[運営方針]

1. 視覚障害を持った利用者や介護を必要とする利用者が、健康を大切にしながら、安心してその人らしい生活を送ることができるようサービスの向上に努める。
2. 施設の機能を生かしながら、さまざまな機会をとらえて地域社会との交流を図り、地域福祉の発展に寄与できるよう努める。
3. 利用者の要望に応えられるように、職員研修を充実し、資質の向上を図る。
4. ボランティア活動や実習生の受け入れを図るとともに、地域福祉団体との交流を促進する。
5. 施設広報誌「胎内やすらぎの家だより」を発行し、利用者家族や後援会員等の関係者に情報を提供し、施設に対する理解を深めてもらう。

2019年度 胎内やすらぎの家事業計画

[運営方針]

社会福祉法人愛光会の理念に基づき、視覚障害者の楽園となることを目標に、視覚障害に対応する専門的な支援を行うとともに、利用者並びにその家族との信頼関係を大切にしながら、個々の生活ニーズに応じた支援及び介護ニーズに対応したサービスを提供する。

I. 総務関係

- (1) 特別養護老人ホームと緊密な連絡調整を図りながら、一体的な運営を目指す。
- (2) 総務事務の省力化及び効率化を図る。
- (3) 特定施設入所者生活介護事業所として、支援及び介護が必要な利用者に対し、ケアプランによりの確かなサービスを提供するように努める。
- (4) 予算を効率的かつ計画的に執行し、財務規律の適正化を図る。
- (5) 建物・設備等の充実並びに保守管理を徹底し、維持費削減に努める。
- (6) 職員の採用及び定着を図るため、福利厚生の実施を図る。

II. 援助目標

利用者の人権を尊重し、自立を支援するため、一人ひとりの日常生活動作の維持を重視しながら、生活の質を高めることを目標とする。

職員は利用者の自立支援を目指し、サービス評価に取り組みながらケアプランにより個別援助を行う。同時に地域福祉に目を向け、地域住民や在宅の視覚障害者との交流、ショートステイの利用を図る。

- (1) 個別援助 利用者の個別性を重視し、自立した快適で安全な生活が送れるように個別計画を立て、サービスを提供していく。
- (2) 日常生活 生活全般にわたり見直しを行い、常に利用者の意見を取り入れながら、自立支援と日常生活動作の向上を図っていく。
- (3) 健康保持・増進 健康の大切さを第一に考え、日頃から心身の状態に配慮し、疾病予防、早期発見、事故防止に努めていく。

- (4) 食 生 活 利用者の希望を取り入れた献立や選択メニュー、バランスのとれた適温の食事を提供していく。
- (5) 行 事 生活に対する張りとう潤いを持てるような行事を実施し、積極的な参加を呼び掛けていく。
- (6) ク ラ ブ 活 動 利用者の趣味や生きがいを大切に、楽しいクラブ活動を計画していく。
- (7) 家 族 交 流 外出・外泊、長寿会等の各種行事を通して常に交流が保てるように努めていく。
- (8) 地 域 交 流 地域住民との合同行事・交流会、ボランティアの積極的な受入れを通し、理解を深めてもらうように努めていく。

Ⅲ. 委員会

- 1. 運 営 委 員 会 施設の利用者に安全で楽しい生活を提供すると共に、施設の健全運営と継続的な発展を図るため、その対策を協議する。
- 2. 安全衛生委員会 職員を災害及び健康被害から守り、快適に勤務できる労働環境を整えるための対策を協議する。
- 3. 介護事故対策委員会 介護事故が発生した場合の適切な対応及び円満な解決策を定める。また、介護事故の未然防止並びに再発防止のための体制を整備する。
- 4. 感染対策委員会 感染症や食中毒の蔓延を防止するため、感染対策マニュアルに基づき対応方法を検討する。
- 5. 痰の吸引等安全対策委員会 口腔内の痰の吸引及び胃ろうによる経管栄養の業務を、適切かつ安全に実施するための体制を整備する。
- 6. 入所検討委員会 施設の利用順位を決定する。
- 7. 防災・防犯委員会 利用者の生活の安全を最重要課題として、常に防犯防災対策を検討する。
- 8. 広報委員会 利用者の家族や施設後援者、関係機関に施設の情報を提供し、施設のPRを図る。
- 9. 行事企画委員会 利用者のアンケートを基に行事を計画立案する。

10. ホームページ委員会
事業運営の透明性を図るため、ホームページを利用してさまざまな情報を発信する。
11. 食事サービス評価委員会
利用者の食事に関する意見や要望を、献立に反映させる。
12. 食事検討委員会
食事サービス評価委員会の意見を基に、委託業者と食事全般について意見交換を行う。
13. 保健委員会
利用者が健康を維持し楽しく生活できるように、また職員が意欲をもって業務を遂行できるように個々の心身の健康を管理する。
14. 研修委員会
時代とともに多様化する利用者の要望に応えるため、積極的に研修に参加し職員のスキルアップを図る。
15. 生活向上委員会
利用者が安全に、また安心して生活ができるよう施設内外の居住環境を点検する。
16. 購買委員会
業務上必要な物品の購入及び出張販売等の受入れ準備。
17. 施設管理委員会
施設内外の点検、冬期間の除雪や避難路の確保のあたり。

2019年度 第二胎内やすらぎの家事業計画

[運営方針]

社会福祉法人愛光会の理念に基づき、視覚障害に加え加齢により心身に障害を持つ利用者一人ひとりの自立支援を目標に、適切なケアプランのもと専門的なサービスの提供により、利用者の生活の質の向上に努める。また、終の棲家となることを考慮し、看取り介護の体制を整え、穏やかな終末を迎えることができるよう専門的なサービスを提供する。

I. 総務関係

「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。

II. 援助目標

利用者の人権を尊重し、自立を支援するため、一人ひとりの日常生活動作の維持を重視しながら、生活の質を高めることを目標とする。

職員は利用者の自立支援を目指し、サービス評価に取り組みながらケアプランにより個別援助を行う。また、地域の福祉拠点として地域住民と連携を深めながら公益的な取組を図る。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 個別援助 | 利用者個々の人権を尊重し、自立性を高めた生活の維持と身体機能に合ったケアプランのもとサービスを提供していく。 |
| (2) 日常生活 | 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。 |
| (3) 健康保持・増進 | 心身の健康保持を重点に、リハビリテーションに積極的に取り組むとともに、疾病の予防と事故防止に努めていく。 |
| (4) 食生活 | 一人ひとりの摂食状況に配慮しながら、利用者の希望を取り入れた献立やバランスのとれた適温の食事を提供していく。 |
| (5) 行事 | 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。 |
| (6) クラブ活動 | 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。 |
| (7) 家族交流 | 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。 |
| (8) 地域交流 | 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。 |

Ⅲ. 委員会

「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。